



参考書

第三八 營業税ニ関スル各委員ノ提出意見

一 一般ニ関スルモノ

イ 新聞紙行、醫師、弁護士等ニ課税スルコト也

中野、土居、松崎、三委員

ロ 十五歳未満ノ従業者ニ全ク免税スルコト

中野、土居、松崎、野田、四委員

ハ 従業者數ハ前年中ノ平均數ニ依ルコト也

中野、土居、西委員

ニ 第十八條但書ヲ削除スルコト

中野、土居、松崎、野田、四委員

ホ 資本金十万元以上ノ營業者ニ標準ニ資本金額ノ千分ノ七位ニ課税

標準トシ、其ノ税率ヲ千分ノ七位ニナスコト也
松崎委員

二、物品販賣業ニ関スルモノ

イ、賣上金ノ甲乙ヲ合シテ甲トナシ、丙ヲ乙トナシ甲ニ棉花及紙ヲ加ヘ甲種ヲ卸賣五分三二トシ乙種ヲ卸賣五分四二トナスコト也

ロ、甲種ニ綿糸及紙ヲ加ヘ甲種ヲ卸賣五分三二トシ乙種ヲ卸賣五分四二トナスコト也

ハ、甲種ニ白木綿ヲ加ヘ乙種ニ棉花、紙及砂糖ヲ加ヘコト

ニ、建物賃賃價格ヲ削ルコト

ホ、建物賃賃價格、稅率ヲ千分五十トスルコト也

乙ニ加ヘテモ可

野田委員

松崎委員

岡野委員

中野、土居、西委員

ヘ、羽二重、生糸其他ノ直輸出高ニ課稅スルコト也

松平委員

ト、輸出ノ羽二重及生糸ニ販賣稅ヲ免スルコト也

西原委員

ニ、羽二重及生糸高ハ仲買業トシテ課稅スルコト但シ如斯ク為レ能ハストセバ之ヲ分離シテ特別ノ稅率ヲ設ケルコト也

松平、栗原、向委員

三、金銀貸付業ニ関スルモノ

金銀貸付業ニ特別營業稅ヲ課スルコト也

松崎委員

四、製造業ニ関スルモノ

イ、然系再整、穀物精白機碎其他賃仕事ニ屬スルモノノ資本

大塚委員

口 資本金額ノ税率ヲ千分ノ四ニスルコト

中野、土角、野田ニ委員

和田委員及

ハ 製糖業ノ建物の價値價格ヲ削リ代目ニ製糖全額
千以上一千元以下二十銭乃至三十銭ノ税率トスルコト

松平委員 及

五、銀行業ニ関スルモノ

ノ 資本金額ヨリ預金ヲ除キ税率ヲ千分ノ五トスルコト

中野、土角、西委員

口 資本金額ヨリ預金、社債、借入金ヲ除キ税率ヲ千分ノ五ト
スルコト

三島委員 及

ハ 預金ノ半額ヲ資本金額ニ加算スルコト

野田委員

六、保險業ニ関スルモノ

ノ 保險責任準備金ニ預金ト同ク資本金額ニ加算スルコト

岡野、和田西委員

口 資本金額ニ対シ税率ヲ銀行業ト同率トスルコト

和田委員

七、鐵道業ニ関スルモノ

收入金額ノ税率ヲ千分ノ二五、五ニ改メルコト

若槻委員

八、請負業ニ関スルモノ

資本金額ノ税率ヲ千分ノ五、五ニ改メルコト

若槻委員

九、料理店業ニ関スルモノ

料理店業等ニ特別營業稅ヲ課スルコト

佐々木

五

十、仲買業ニ関スルモノ

其他関係業務

私書委員

仲買業ヲ依託販賣業ト改称スルコト

野田、岡野両委員

併現行仲買業ヲ依託販賣業ヨリ廣ク意味ヲトスルニ依テ

販賣業及用屋業トスルコト 岡野委員

口 建物賃貸價格、全廢ニテ報償金額、税率ヲ十分ノ五ニトスルニ及

中野、土居両委員

十一、仲立業、信託業ニ関スルモノ

建物賃貸價格、全廢ニテ報償金額、税率ヲ十分ノ五ニト

スルコト

中野、土居両委員

簿記